

（案）※協定締結までに一部変更する可能性があります。

愛鷹運動公園のテニスコート等の管理運営に関する基本協定書

沼津市（以下「甲」という。）と ○ ○ ○ ○ （以下「乙」という。）とは、次のとおり、愛鷹運動公園のテニスコート及び芝生広場（以下「愛鷹運動公園のテニスコート等」という。）の管理運営に関する基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び沼津市都市公園条例並びに関係法令等の定めるところに従い、「愛鷹運動公園のテニスコート等指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）」及び指定管理者が提案した事業提案（以下「事業提案」という。）に基づき、甲と乙が相互に協力し、愛鷹運動公園のテニスコート等の適正かつ円滑な管理業務（以下「業務」という。）のため必要な事項を定めることを目的とする。

2 甲及び乙は、本協定に従い、信義を旨とし、対等な関係に立ってこれを誠実に履行しなければならない。

（公共性の趣旨の尊重）

第2条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（管理施設）

第3条 本協定の対象となる管理施設は次のとおりとする。

- （1）名称 愛鷹運動公園のテニスコート及び芝生広場
- （2）位置 沼津市足高字尾上 201 番地の 1 他

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って本施設を管理しなければならない。

（指定期間）

第4条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（管理・運営の基本的な考え方）

第5条 指定管理者は、第8条に示した法令等を遵守し、また、愛鷹運動公園のテニスコート等の設置目的を理解し、効用を最大限に発揮できるよう、以下の基本方針に基づいて管理運営を行うものとする。

- （1）愛鷹運動公園のテニスコート等は、公の施設であり、その利用に際しては平等かつ公平な取扱いをするとともに、利用者が安心して安全に利用できるよう努めること。
- （2）指定管理者は、愛鷹運動公園のテニスコート等の効用を最大限に発揮できるよう管理運営に努めること。
- （3）指定管理者は、行政の代行としての基本姿勢に立ち適正な管理運営に努め、市民の信

頼に応えること。

(4) 施設の特性を生かし、利用者数の増加に努めること。

(業務の範囲)

第6条 沼津都市公園条例（昭和31年法律第79号。以下「条例」という。）第15条の7に規定する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公園内行為及びその変更の許可並びに許可条件の付与に関する業務
- (2) テニスコートの使用の許可に関する業務
- (3) テニスコートの使用の許可条件の付与に関する業務
- (4) テニスコートの使用の制限に関する業務
- (5) 第1号及び第2号の許可に係る権利承継の許可に関する業務
- (6) 第1号及び第2号の許可の取消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務
- (7) 第1号及び第2号の許可に係る届出の受付に関する業務
- (8) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (9) その他甲が必要と認める業務

2 前項第8号について、特に愛鷹広域公園内給水及び污水处理施設の管理に関しては、静岡県と沼津市との間において交わされている「県営愛鷹広域公園内給水及び污水处理施設の管理に関する協定書」及び「県営愛鷹広域公園内給水及び污水处理施設の管理に関する協定の変更協定書」の負担割合に応じて、「県営愛鷹広域公園内給水及び污水处理施設の管理に関する協定書」でいうところの乙（沼津市）に代わって、〇 〇 〇 〇 が負担金を支払う義務を負う。ただし、送水管等の設備の設置、修繕、災害復旧等については、沼津市の負担とする。

3 第1項各号に掲げる業務の細目及び業務実施条件等については、愛鷹運動公園のテニスコート等指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

4 前3項の業務の内容及び実施条件等については、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中において会計年度毎に締結する協定（以下「年度協定」という。）において、確認を行うものとする。

(業務範囲等の変更)

第7条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第6条で定めた本業務の範囲等の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務の範囲の変更、これに伴う納付金等の変更等については、前項の協議により決定するものとする。

(業務の実施)

第8条 乙は、本協定、年度協定、法令等のほか、募集要項、仕様書（詳細基準書を含む。）及び事業提案に基づく事業計画書に従って、本業務を実施するものとする。

2 前項の法令等は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

- (2) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- (3) 沼津都市公園条例（昭和 31 年法律第 79 号）、同施行規則（平成 19 年規則第 53 号）
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）
- (5) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (6) 沼津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 4 号）
- (7) その他関連する法令等

3 本協定、募集要項、仕様書及び業務計画書の間に矛盾がある場合は、本協定、募集要項、仕様書、業務計画書の順にその解釈が優先されるものとする。ただし、業務計画書において仕様書を上回る水準が提案されている場合は、業務計画書に示された水準によるものとする。

（第三者による実施）

第 9 条 乙は、甲との協議により、事前に甲の承諾を受けた場合、本業務の一部を第三者に委託すること、又は請け負わせることができるものとする。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。また、第三者が実施する業務の状況について、毎月末までに乙が甲へ報告するものとする。

（公園施設の改修等）

第 10 条 管理施設の建物で躯体等に係る大規模なものの改修、改造、増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施する。

2 前項に該当する施設以外の施設、及び貸与を受けた備品等の修繕については、原則として乙が一会計年度につき 80 万円の予算の範囲内で実施するものとする。

3 前 2 項に該当する以外の場合については、甲と乙との協議により定めるものとする。

（緊急時の対応）

第 11 条 指定期間中、本業務の実施に関して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

3 乙は、甲との協議により、テニスコート等の安全対策として、緊急時防災マニュアル等を作成し、危機管理体制を構築する。また、日常時においても積極的に訓練等を実施するものとする。

（個人情報の保護）

第 12 条 乙は、本業務の実施に関して取り扱う個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、その他関係法令及び「公の施設の管理に係る指定管理者の個人情報の保護に関する事務取扱基準」を遵守しなければならない。

- 2 乙は、公の施設の管理の業務に従事している者に対し、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 3 乙は、この業務が終了し、又はこの指定を解除されたときは、本業務の実施において取得した個人情報を、遅滞なく甲に引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(情報公開)

- 第 13 条 乙は、乙が行う公の施設の管理の業務に従事している者が当該業務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該業務に従事している者が組織的に用いるものとして、乙が保有しているもの（以下「指定管理者保有情報」という。）について、沼津市情報公開条例第 20 条の 2 第 1 項に基づき、その公開に努めるものとする。
- 2 乙は、沼津市情報公開条例第 20 条の 2 第 3 項の規定により、甲から指定管理者保有情報の提出を求められたときは、当該指定管理者保有情報を速やかに甲に対して提出するものとする。
 - 3 甲は、前項に基づき乙から提出された文書に関し開示決定等をするに当たっては、乙に対し、沼津市情報公開条例第 10 条に規定する第三者に対する意見書提出機会の付与を行うものとする。
 - 4 甲は、開示の事務が終了した場合には、乙から提出された文書を速やかに返却するものとする。

(備品等の貸与及び管理等)

- 第 14 条 甲は、本業務に要する備品を乙に無償で貸与する。
- 2 乙は、貸与を受けた備品等について、備品台帳等で管理し、常に良好な状態に保つものとする。
 - 3 備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲と乙との協議により、必要に応じて当該物品の修繕又は購入若しくは調達等の取扱いを決めるものとする。
 - 4 乙は、故意または過失により備品等を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償または自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。
 - 5 乙は、協定期間が満了し、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消された場合は、甲から貸与を受けた備品を速やかに甲に返還するものとする。

(乙による備品等の購入等)

- 第 15 条 乙は、甲との協議により甲が必要と認めた場合、備品等を購入又は調達し、本業務に供することができるものとする。
- 2 前項により本業務に供した備品等のうち施設機能として必要な備品については、本業務会計により購入又は調達した場合は、原則として甲の所有に属するものとする。
 - 3 第 1 項により本業務に供した備品等のうち事務備品については、本業務会計により購入又は調達した場合は、原則として乙の所有に属するものとする。また、当該事務備品については、協定期間満了後に、乙が自己の費用及び責任により撤去するものとする。ただし、甲が

承認した場合は、この限りではない。

- 4 乙は、第 23 条の規定による自主事業の実施を認められた場合、自己の費用により備品を購入又は調達し、当該自主事業の実施に供することができるものとする。この場合、甲が示す備品台帳とは別に管理することとする。
- 5 前項により自主事業の実施に供した備品は、乙の所有に属するものとする。なお、協定期間満了時の取扱いは、第 3 項と同様とする。

(事業計画書)

第 16 条 乙は、毎年度の 2 月末までに次の各号に規定する事項を記載した翌年度の事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、初年度については、甲の指定する日までとする。なお、業務計画書には、指定管理者による事業提案が反映されているものとする。

- (1) 管理運営経費等の収支計画に関する事項
- (2) 利用状況（利用者数、利用料金収入等）に関する事項
- (3) 管理施設の維持管理計画に関する事項
- (4) 自主事業の実施計画に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

- 2 事業計画書を変更しようとするときは甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第 17 条 乙は、毎月末に当月分の管理業務等に関し、次の各号に規定する事項を記載した報告書を作成し、翌月の 15 日までに甲へ提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 本業務の事業状況に関する事項
- (2) 本施設の利用状況に関する事項
- (3) その他甲が指示する事項

- 2 乙は、毎会計年度終了後 1 か月以内に、本業務に関し次の各号に規定する事項を記載した年度事業報告書を提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 管理運営経費の収支計画に関する事項
- (2) 利用実績（利用者数、利用料金収入等）に関する事項
- (3) 管理経費の維持管理計画に関する事項
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) 利用者調査に関する事項
- (6) その他甲が指示する事項

- 3 乙は、甲が第 31 条、第 32 条又は第 33 条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から 30 日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- 4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(モニタリング等の実施)

第 18 条 甲は、前条により乙が提出した事業報告書等に基づき、乙が行う業務の実施状況、施設の管理状況及び財務状況等について、モニタリングを必ず実施する。なお、モニタリングは、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング実施マニュアル」に基づき行うものとする。

2 甲は、前項におけるモニタリングのほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、年に 1 回現地調査を行うものとする。また、甲は、必要に応じて、管理施設に立ち入ることができるものとし、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（業務の改善勧告）

第 19 条 前条のモニタリングの結果、乙による業務実施が本協定等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

（第三者評価の実施）

第 20 条 乙は、指定期間中指示があった場合には、甲の指定する第三者評価機関による評価を受審しなければならない。

（市への納付金）

第 21 条 乙は、業務の実施に係る収入のうち一定額を甲に納付するものとする。また、指定管理者が指定管理業務を市が示した水準どおりに実施する中において、指定管理期間内での過年度の収支状況を加味した上、当該年度における余剰金の 50%を翌年度に市へ納入するものとする（10 万円未満切り捨て）。

ただし、返納金相当分の費用により市が指定した修繕等を行った場合は、返納を求めない。

2 前項に規定する市への納付金の額、納付期日等については、年度協定に定めるものとする。

（利用料金の取扱い）

第 22 条 施設に係る利用料金は、乙の収入として収受することができる。

2 利用料金の額は、条例第 15 条の 9 に定める額の範囲内で、乙が甲の承認を得て定めるものとする。

（自主事業）

第 23 条 指定管理者は、愛鷹運動公園のテニスコート等の設置目的を効果的に達成し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施し、自らの収入とすることができる。ただし、その内、対象となる事業の収入の〇%を還元金として市に納付する。

2 乙は、自主事業を実施する場合には、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を受けるものとする。

(損害賠償等)

第 24 条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(保険)

第 25 条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1) 火災保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(不可抗力発生時の対応)

第 26 条 不可抗力が発生した場合は、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置を執り、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限に止めるよう努めなければならない。

(業務の引継ぎ等)

第 27 条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎを行わなければならない。

2 前項の規定による本業務の引継等に関する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して、甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

4 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第 28 条 乙は本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(リスク分担)

第 29 条 本業務に伴う甲及び乙のそれぞれのリスク分担は、別紙のとおりとする。

(沼津市環境マネジメントシステム)

第 30 条 乙は、沼津市環境マネジメントシステムにおける役割と責任を認識するとともに、関連手順書に従いその推進に協力しなければならない。

- (1) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また廃棄にあたっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。
- (2) 水、電気、ガス、ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取り組みを推進すること。
- (3) 本業務における発生材（剪定枝、落葉等）について有効に利活用し、資源循環型の公園づくりに寄与すること。
- (4) 業務に係る者に対し、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進に努めること。

（指定の取消し）

第 31 条 甲は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当し、管理の継続が適当ではないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本協定及び年度協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定の解除の申出があったとき。
- (5) 乙の管理業務等に対する甲によるモニタリング実施の結果、著しく重大な問題があると認められるとき。
- (6) その他甲が必要と認めるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

（乙による指定の取り消しの申出）

第 32 条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
- (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取り消しを希望するとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

（不可抗力による指定の取り消し）

第 33 条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

（指定取り消し時の取扱い）

第 34 条 第 27 条及び第 28 条の規定は、第 31 条、第 32 条又は第 33 条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 35 条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(協定の変更)

第 36 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容に変更が生じたとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第 37 条 本協定に定める各条項等の解釈について、疑義が生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沼津市御幸町 16 番 1 号

沼津市長

頼 重 秀 一 ⑥

乙 (所在地) ○○○

(団体名称) ○○○

(代表者) ○○○ ⑥

リスク分担表 愛鷹運動公園のテニスコート等

リスクの種類	内容	リスク		備考
		市	指定 管理者	
(1)法令等の改正に伴うリスク				
関係法令の変更	指定管理者が行う施設管理運営業務に影響を及ぼす関連法令等の変更に伴う費用負担増のリスク	○		
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
税制度の変更	指定管理者が行う施設管理運営業務に影響を及ぼす税制度の変更に伴う納税額の増加リスク	○		
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
(2)社会情勢の変動に伴うリスク				
物価・金利の変動	物価及び金利の変動による費用負担増のリスク		○	ただし、著しい物価・金利の変動が発生した場合は、協議事項とする。
利用者の需要変動	市の施策の変更等による需要の減少のリスク	○		
	競合施設等により需要変動が生じたことに伴う利用料金の減少によるリスク		○	
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
(3)天変地異等に伴うリスク				
天災、社会争乱、暴動等の不可抗力（※１）	自然災害等による履行不能（市及び指定管理者の両者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク	協議事項（※２）		
(4)施設（ハード面）のリスク				
維持管理費の増大	市の責めに帰すべき事業内容の変更、あるいは市の指示等による要求水準の変更に伴う維持管理費の増大	○		
	上記以外の要因による維持管理費の増大		○	
施設・設備（市の財産に限る）等の損傷による修繕（備品も含む）	市の責めに帰すべき事由によるリスク	○		
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるリスク		○	
施設・設備（市の財産に限る）等の盗難、破損、落書きなど	指定管理者の管理上の瑕疵により発生したリスク	○		
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
(5)管理運営のリスク				
管理運営の内容変更	市の政策等による変更のリスク	○		
	指定管理者の発案による変更のリスク		○	
管理運営の中断・中止	市の責めに帰すべき事由によるリスク	○		
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるリスク		○	
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
安全管理	維持管理及び運営における安全管理		○	
公園占用許可	公園の占用の許可に関するもの	○		
公園施設設置管理許可	自動販売機等の便益施設の設置許可に関するもの	○		

公園内行為許可	公園における行為の許可に関するもの		○	
収入の減少	利用者減少に伴う収入の減少		○	
(6)第三者とのトラブル等に対するリスク				
第三者への損害賠償	市の瑕疵により発生したリスク	○		
	指定管理者の瑕疵により発生したリスク		○	
	仕様書において定められた条件の範囲内の管理において発生したリスク		○	
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
利用者への対応及び トラブルによるもの	施設の瑕疵等、施設設置者の責めに帰すべき事由のリスク	○		
	施設の管理運営上発生したリスク（指定管理者の瑕疵等による）		○	
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
周辺住民とのトラブル	施設の管理運営に起因するリスク		○	
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
利用者等の個人情報 流出	市の瑕疵により発生したリスク	○		
	指定管理者の瑕疵により発生したリスク		○	
	上記以外の場合のリスク	協議事項		
(7)上記以外の指定管理締結後のリスク				
引継ぎ費用	指定管理業務の開始及び終了時の引継ぎに必要な経費のリスク		○	
指定の取消	指定管理者の指定の取り消し、または期間を定めての管理業務の全部または一部の停止における費用のリスク		○	
上記以外のリスク	本リスク分担表にないリスク、疑義が生じた場合などのリスク	協議事項		

※1 「不可抗力」とは…自然災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震など）、火災、騒乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの現象をいう。

※2 緊急事態における施設の使用について

自然災害等の発生により、施設を住民の避難所や援助物資の集積場所等に使用するなど、緊急にその施設を目的外使用する必要が生じた場合には、指定管理者に対して業務の変更等について協力を要請することができるものとし、その際、指定管理者は、要請に応じなければならないものとする。また、この場合における指定管理料及び利用料金制度による利用料金の取り扱いは、その都度、指定管理者に不利益にならないよう配慮しつつ、市と指定管理者で協議するものとする。